

高知市テレワーク導入支援事業費補助金実施要領

第1条 この要領は、高知市テレワーク導入支援事業費補助金の交付に関し、高知市テレワーク導入支援事業費補助金交付要綱（令和8年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第5条各号に規定する補助対象経費については、別表のとおりとする。

第3条 要綱第7条第1項に規定する補助金交付申請書に添える事業計画書については、別紙1を用いるものとする。

第4条 要綱第14条第1項に規定する補助事業完了後状況報告書については、別紙2を用いるものとする。

(別表)

分類	対象品目	備考
デバイス	ノートパソコン及び附属品	当対象品目単体での補助金の申請は不可。 購入のみを補助対象とし、対象品目1台あたりの補助対象経費の上限を20万円とする。
	デスクトップ本体	
	タブレット	当対象品目単体での補助金の申請は不可。 購入のみを補助対象とし、対象品目1台あたりの補助対象経費の上限を10万円とする。
ネットワーク	Wi-Fiルーター	購入費用・リース等による契約・利用料（ただし、リース等による利用料は補助金申請の年度内費用のみ）
	Wi-Fiアクセスポイント・中継器	
	Wi-Fiレシーバ（アダプタ）	
	リモート電源制御（WOL）機器	
	VPNルーター	
	NAS機器	
サーバ	リモートワークに資する物理サーバ設計・設置費	購入費用・リース等による契約・利用料（ただし、リース等による利用料は補助金申請の年度内費用のみ）
	リモートワークに資する仮想サーバ設計・設置費	
セキュリティ	セキュリティ機器	購入費用・リース等による契約・利用料（ただし、リース等による利用料は補助金申請の年度内費用のみ）
	ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス	
リモートワーク用サービス	リモートアクセス及びリモートデスクトップライセンス利用料	購入費用・リース等による契約・利用料（ただし、リース等による利用料は補助金申請の年度内費用のみ）
	仮想デスクトップサービス利用料	
IP電話	IP電話回線等の工事費等	購入費用・リース等による契約・利用料（ただし、リース等による利用料は補助金申請の年度内費用のみ）
	クラウドPBX等のIP電話に関する各種サービス利用料	
Web会議関係	Webカメラ	当対象品目単体での補助金の申請は不可。 購入のみを補助対象とし、対象品目1台あたりの補助対象経費の上限を1万円とする。
	マイク、スピーカー	
	イヤフォン、ヘッドフォン、ヘッドセット	
Web会議用サービス	チャットツール利用料	サービスに関する契約・利用料（ただし、サービスに関する利用料は補助金申請の年度内費用のみ）
	Web会議システム（ツール）利用料	

附 則

この要領は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(特例)

2 この要綱は、この要綱の施行の日前に施行された高知市テレワーク導入支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱等についても適用する。